

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日または
その翌日)

目次

- ◇ 告 示 漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意を求
めることについての届出
- ◇ 公 告 国有財産の用途廃止(三件)
- ◇ 公 告 採石法による昭和四十八年度業務管理者試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百三十一号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定に基づき、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めることについて届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
発起人の住所及び氏名 加入区 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間 縦覧場所
岩美郡岩美町 大字大羽尾 岡島百合枝 東加入区東 漁業協同組合 奥谷 博之	昭和四十八年六月二十七日から昭和四十八年七月十一日まで 東 漁業協同組合
大字浦富 成瀬 定美 浦富 竹中 秀雄	浦富
大字田後 寺岡 正 田後 浅井 愛蔵	田後
大字網代 浜田 光治 網代 浜部 栄 網代港	網代港
福部村 大字岩戸 西田 富一 福部 小泉 徳松 福部村	福部村
鳥取市賀露町 船本 幸作 賀露 網師 昇 賀露	賀露

西伯郡淀江町 大字 淀江 松本 俊二	赤碓町 大字 赤碓 林原 彌治 鎌谷 安治	東伯郡泊村大字泊 北中 清泊 笠田 進	大字長和瀬 宮脇 真春 村中千代造	青谷町 大字 青谷 岩名 進 遠藤 一男	岡田 一 田淵 忠雄	大字八束水 濱村 濱村	気高郡気高町 大字 酒津 山根嘉津美 植島 活敏
淀江	赤碓	泊村	青谷	夏泊	濱村	酒津	酒津
淀江	赤碓町	泊村	青谷町	夏泊	濱村	酒津	酒津
淀江	赤碓町	泊村	青谷町	夏泊	濱村	酒津	酒津

三好 昭	境港市上道町 加藤 幸一 中村 武夫	日ノ出町 池田 悌人 中野町 景山 稔	境港 弓北 弓浜	境港市役所
上道	上道	境港	境港市役所	

鳥取県告示第四百三十二号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年六月十九日から用途廃止した。
昭和四十八年六月二十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市米原字次右衛門道東六拾間一三三〇番三地先		一四・六三	水路敷
米子市米原字次右衛門道東六拾間一三三七番三地先		一五九・七八	道路敷
米子市米原字次右衛門道東六拾間一三三三番三地先		一五九・七八	道路敷
米子市米原字次右衛門道東六拾間一三三七番四地先		三九五・三二	道路敷
米子市米原字次右衛門道東六拾間一三四九番一地先		五四・〇〇	道路敷
米子市米原字次右衛門道東六拾間一三五四番四地先		五四・〇〇	道路敷

鳥取県告示第四百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年六月十九日から用途廃止した。

昭和四十八年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
米子市両三柳字治右衛門灘道西沖二二三番地先	一三・七七	道路敷
米子市両三柳字吉左衛門道西二九二九ノ二番地先 から同市両三柳字吉左衛門道西二九三〇ノ四番地 先まで	三七・七二	水路敷

鳥取県告示第四百三十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年六月二十一日から用途廃止した。

昭和四十八年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡智頭町大字智頭字中繩手東一五〇九番四地 先	一・一九	水路敷

公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、昭和48年度の業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和48年6月26日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験を施行する場所及び期日
 - ア 場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂
 - イ 期日 昭和48年8月26日(日曜日)午前10時から正午まで
- 2 受験願書の提出期限及び提出先
 - ア 提出期限 昭和48年7月31日(郵送による場合は、7月31日までの消印があるものは有効とする。)
 - イ 提出先 住所地为管轄する土木出張所総務課管理係
- 3 受験願書
 - 住所地为管轄する土木出張所総務課に備え付けの所定の用紙によること。
- 4 その他
 - 詳細については、土木部河港課又は土木出張所総務課に問い合わせること。